

# 大分県報

平成二十八年  
第二八一七号  
九月二十七日

（火曜日）

## 目次

### 告示

指定予定保安林（二件）……………

### 告示

#### 大分県告示第五百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

平成二十八年九月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

#### 一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市本匠大字上津川字高野六一四番一から六一四番四まで、字堂面六一五番、字アゴ畑六一七番、六一八番、字高野六二一番一、六二二番一、六二三番一、六二六番から六三〇番まで、字萩野六三一番、字高野六三四番一

#### 二 指定の目的

水源の涵養

#### 三 指定施業要件

##### 1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 大分県告示第五百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

平成二十八年九月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

#### 一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市鶴見大字沖松浦字猿ヶ谷三四八番一（次の図に示す部分に限る。）、三四八番一、三五〇番一、三五一番、三五二番、三五四番一、三五六番二、三五八番一、三六六番、三七二番、三七三番

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 三 指定施業要件

##### 1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は択伐による。  
字猿ヶ谷三四八番二・三五〇番一・三六六番・三七三番（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）、三四八番一、三七二番
  - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）